

福井総合植物園紀要に関する規定
(2004年3月1日制定, 2006年3月1日改訂)

1. 福井総合植物園紀要編集委員会

福井総合植物園紀要(以下「紀要」)は福井総合植物園が発行する。紀要の編集は編集委員長および編集委員で構成される紀要編集委員会(以下「編集委員会」)が行う。編集委員長は福井総合植物園長がその任にあたる。編集委員は編集委員長が任命する。編集委員会本部は福井総合植物園に置く。

2. 投稿資格

植物に関する研究であれば広く投稿を認める。その採否は編集委員会が決定する。掲載が不相当であると判断された原稿に関しては、投稿者に通知して訂正を求めめるか、あるいは理由を記して原稿を投稿者に返却する。

植物に関するもの以外であっても、次の場合については編集委員会の判断により投稿を認める。

- 1) 福井総合植物園の収集物またはその他の資料等を用いた研究。
- 2) 研究に用いた資料等を福井総合植物園に寄贈する場合。
- 3) 福井総合植物園およびその周辺地域を調査地とした研究。
- 4) 編集委員会より寄稿を依頼した場合。

3. 原稿の種類

原稿は原則として本文が和文で書かれたものとする。ただし、著者の希望により英文表題、英文摘要を加えることができる。この場合、編集委員会の判断で英文校閲を受けることを求めることがある。

4. 原稿の送付

原稿は、図、表、写真を含めて、原本1部、コピー1部を編集委員会に送付すること。掲載が決定したものについては、原稿のテキストファイルを電子媒体(CD、DVDなど)で提出する。原稿および電子媒体は原則として返却しない。図、表、および写真の返却を希望する場合には、編集委員会にあらかじめその旨を申し出ること。

5. 原稿の採否

投稿原稿の採否については、原則的に編集委員会が決定する。ただし、編集委員会が必要と認めた場合、著者以外の専門家に意見を求める場合がある。編集委員会が掲載を認めた日をもって論文の受理日とする。

6. 著作権

掲載された論文の著作権は福井総合植物園に帰属する。

7. 原稿の書き方

- 1) 原稿用紙：原則として原稿は、ワードプロセッサまたはパーソナルコンピューターのワードプロセッサソフト(Microsoft Wordなど)を使用して作成し、A4判に印刷すること。印刷方向は縦、文字方向は横書きとし、上下左右に30mmの余白を設け、フォントの大きさは12pt、段落の間隔を2行とすること。やむを得ず手書き原稿で投稿する場合は、横書き400字詰め原稿用紙を用い、黒インクのボールペン、万年筆等で明確に書くこと。崩し字、筆記体は使用しないこと。
- 2) 原稿の構成：原稿には以下の項目を明確に記すこと。
表題、著者名、住所(所属を含む)、本文。
- 3) 本文の構成：「序論、材料と方法、結果、考察、謝辞、引用文献」を基準とする。その他に、和文摘要、英文表題、英文摘要、付録(Appendix)等を加えること。

ができる。脚注は用いない。体裁の詳細については本号掲載の論文を参照して作成し、編集委員会の指示に従うこと。

- 4) 引用文献の構成: 論文等については「著者名. 発行年. 表題. 雑誌名 巻号: 掲載ページ。」を、書籍の全体引用の場合は「著者名. 発行年. 書籍題名. 総ページ数. 出版社, 出版社所在地」を、書籍の部分引用の場合には「著者名. 発行年. 表題. 編者名, 書籍題名. 掲載ページ. 出版社, 出版社所在地」を明確に記し、著者名のアルファベット順に並べること。
- 5) 図表 (写真を含む) は刷り上がりで 130 mm×180 mm, または 65 mm×180 mm 以内となる。従って原図, 表および写真は、縦横の比率に配慮して、原寸大か大きめに作成すること。そのまま印刷できるようにレイアウトをして、白色の厚紙等の台紙に貼り付けること。裏面には著者名・図番号あるいは表番号・天地を明記すること。縮小率などに希望がある場合には、その旨を明記すること。図・写真のキャプションは台紙に貼り付けず、独立した原稿として別に作成し、原稿と共に送付すること。図・表・写真について、希望の挿入位置を原稿中に鉛筆書きで指示しておくこと。
- 6) 最終原稿受け取り以降は内容自体の変更はできないので、投稿の際には十分注意すること。その他、詳細については編集委員会の指示に従うこと。

8. 校正

校正の段階では原稿および図・表・写真について大幅な変更はできない。原則として、初校を著者が行い、2校以降は編集委員会で行うものとする。

9. 原稿送付先および編集に関する問合せ先

投稿等、紀要に関しては、編集委員会へ問い合わせること。投稿原稿は必ず原本およびそのコピーを送付すること。

10. 本規程の改訂

編集委員長は、必要に応じて編集委員会を召集し、編集委員会の賛同をもって本規程を改訂することができる。改訂された規程は、原則として次年度から施行されるものとする。

福井総合植物園紀要編集委員会
〒916-0146 福井県丹生郡越前町朝日 17-3-1
福井総合植物園
Tel & Fax: 0778-34-1120
E-mail: info@fukui-bot.jp